

小牧岩倉衛生組合告示第3号

小牧岩倉衛生組合環境センターに係る公害防止計画の公表に
ついて

小牧岩倉衛生組合環境センターに係る公害防止計画の一部を変更したの
で、小牧岩倉衛生組合環境センターの環境保全に関する条例（昭和59年
小牧岩倉衛生組合条例第11号）第3条第3項の規定により公表する。

令和7年4月1日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

環境センター公害防止計画

1、協定基準値

(1) 排ガス濃度

項 目	協 定 基 準 値	備 考
ば い じ ん	0.01 g/m ³ 以下	1 回の測定 of 平均値
硫 黄 酸 化 物	20 ppm 以下	1 時間平均値
窒 素 酸 化 物	30 ppm 以下	1 時間平均値
塩 化 水 素	30 ppm 以下	1 時間平均値
ダ イ オ キ シ ン 類	0.010 ng-TEQ/m ³ 以下	1 回の測定 of 平均値
水 銀*	50 µg/m ³ 以下	1 回の測定 of 平均値

※協定基準値を超えた場合の対応は大気汚染防止法施行規則第 16 条の 19 第 3 号及び第 4 号の規定による

(2) 排水

No.	項 目	協 定 基 準 値	備 考
1	水素イオン濃度 (PH)	6.0 ～ 8.5	日間平均値
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	20 mg/L 以下	日間平均値
3	化学的酸素要求量 (COD)	20 mg/L 以下	日間平均値
4	浮遊物質 (SS)	20 mg/L 以下	日間平均値
5	大腸菌数	800 CFU/mL 以下	日間平均値
6	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	
7	シアン化合物	1 mg/L 以下	
8	有機燐化合物	1 mg/L 以下	
9	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
10	六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下	
11	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
12	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
13	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
14	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
15	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
16	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
17	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
18	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
19	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
20	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
21	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
22	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	

No.	項 目	協 定 基 準 値	備 考
23	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
24	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
25	チウラム	0.06 mg/L 以下	
26	シマジン	0.03 mg/L 以下	
27	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
28	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
29	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
30	ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下	
31	ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下	
32	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L 以下	
33	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	

(3) 騒音

昼夜とも 50dB(A)以下

環境センターの敷地境界線上

(4) 振動

昼夜とも 60dB 以下

環境センターの敷地境界線上

(5) 臭気

No.	項 目	協 定 基 準 値
1	アンモニア	1 ppm 以下
2	メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
3	硫化水素	0.02 ppm 以下
4	硫化メチル	0.01 ppm 以下
5	トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
6	二硫化メチル	0.009 ppm 以下
7	スチレン	0.4 ppm 以下
8	アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
9	プロピオン酸	0.03 ppm 以下
10	ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
11	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
12	イソ吉草酸	0.001 ppm 以下
13	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
14	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
15	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下

No.	項 目	協 定 基 準 値
16	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
17	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
18	イソブタノール	0.9 ppm 以下
19	酢酸エチル	3 ppm 以下
20	メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
21	トルエン	10 ppm 以下
22	キシレン	1 ppm 以下
23	臭気指数	10

2、測定方法・回数・測定場所

(1) 排ガス濃度

ア 手分析

項 目	測 定 方 法	回 数	測 定 場 所
ば い じ ん	JIS Z8808	年 4 回	煙 突
硫 黄 酸 化 物	JIS K0103		
窒 素 酸 化 物	JIS K0104		
塩 化 水 素	JIS K0107		
ダ イ オ キ シ ン 類	JIS K0311		
水 銀	JIS K0222		

イ 自動連続測定

項 目	測 定 方 法	回 数	測 定 場 所
二 酸 化 硫 黄	JIS B7981	連 続	煙突又は煙道
窒 素 酸 化 物	JIS B7982		
塩 化 水 素	JIS B7993		

(2) 排 水

No.	項 目	測 定 方 法	回 数	測定場所
1	水素イオン濃度 (PH)	JIS K0102 の 12.1	全休炉 (浄化槽 排水時)	浄化槽 放流口
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K0102 の 21		
3	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K0102 の 17		
4	浮遊物質 (SS)	環境庁告示に定める方法		
5	大腸菌数	下水の水質の検定方法		
6	カドミウム及びその化合物	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法	年 2 回 (排水時)	排水口 (調整池西側 流入口)
7	シアン化合物			
8	有機燐化合物			
9	鉛及びその化合物			
10	六価クロム化合物			
11	砒素及びその化合物			
12	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物			
13	アルキル水銀化合物			
14	ポリ塩化ビフェニル			
15	トリクロロエチレン			
16	テトラクロロエチレン			
17	ジクロロメタン			
18	四塩化炭素			

No.	項 目	測 定 方 法	回 数	測定場所
19	1, 2-ジクロロエタン	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法	年 2 回 (排水時)	排水口 (調整池西側 流入口)
20	1, 1-ジクロロエチレン			
21	シス-1, 2 ジクロロエチレン			
22	1, 1, 1-トリクロロエタン			
23	1, 1, 2-トリクロロエタン			
24	1,3-ジクロロプロペン			
25	チウラム			
26	シマジン			
27	チオベンカルブ			
28	ベンゼン			
29	セレン及びその化合物			
30	ほう素及びその化合物			
31	ふっ素及びその化合物			
32	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			
33	1, 4-ジオキサン			

(3) 騒 音

測定方法 (回 数)	測 定 場 所
JIS Z8731 (年昼 4 回、夜 4 回)	環境センター敷地境界線上(6ヶ所)

(4) 振 動

測定方法 (回 数)	測 定 場 所
JIS Z8735 (年 4 回)	環境センター敷地境界線上(6ヶ所)

(5) 臭 気

No.	項 目	測 定 方 法	回 数	測 定 場 所
1	アンモニア	環境庁告示に定める方法	年 1 回	環境センター南側 敷地境界線上
2	メチルメルカプタン			
3	硫化水素			
4	硫化メチル			
5	トリメチルアミン			
6	二硫化メチル			
7	スチレン			
8	アセトアルデヒド			

No.	項 目	測 定 方 法	回 数	測 定 場 所
9	プロピオン酸	環境庁告示に定める方法	年 1 回	環境センター南側 敷地境界線上
10	ノルマル酪酸			
11	ノルマル吉草酸			
12	イソ吉草酸			
13	プロピオンアルデヒド			
14	ノルマルブチルアルデヒド			
15	イソブチルアルデヒド			
16	ノルマルバレルアルデヒド			
17	イソバレルアルデヒド			
18	イソブタノール			
19	酢酸エチル			
20	メチルイソブチルケトン			
21	トルエン			
22	キシレン			
23	臭気指数			

3、目標環境濃度

(1) 大気環境濃度

項 目	環 境 基 準 値	備 考
浮 遊 粒 子 状 物 質	0.10 mg/m ³ 以下	1 時間値の 1 日平均値
二 酸 化 硫 黄	0.04 ppm 以下	1 時間値の 1 日平均値
二 酸 化 窒 素	0.04 ppm 以下	1 時間値の 1 日平均値
塩 化 水 素	0.02 ppm 以下	1 時間値の 1 日平均値

(2) 土壌環境

項 目	環 境 基 準 値	備 考
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下	

4、目標環境濃度の測定方法・回数・測定場所

(1) 大気環境濃度

項 目	測 定 方 法	回 数	測 定 場 所
浮 遊 粒 子 状 物 質	JIS B7954	連 続	野口区域内の 1 地点
二 酸 化 硫 黄	JIS B7952		
二 酸 化 窒 素	JIS B7953		
塩 化 水 素	環境庁が定める方法又は JIS K0107		

(2) 土壌環境

項 目	測 定 方 法	回 数	測 定 場 所
ダ イ オ キ シ ン 類	ダイオキシン類に係る土 壌測定マニュアル（環境 省水・大気環境局）	1 回/3 年	環境センター 内の 1 地点

5、調整池からの排水（大洞川）の測定方法・回数・測定場所

項 目	測 定 方 法	回 数	測 定 場 所
水素イオン濃度 (PH)	JIS K0102 の 12.1	年 2 回	放流口
生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K0102 の 21		
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K0102 の 17		
浮遊物質 (SS)	環境庁告示に定める方法		

6、気象の測定方法・回数・測定場所

項 目	測 定 方 法	回 数	測 定 場 所
風向・風速	風向風速計	連続	環境センター内の測定地点
温度・湿度	温湿度計		
風向・風速	風向風速計		野口区地内の 1 地点

公害防止対策

1、大気汚染防止対策

ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン対策として、十分な能力をもったバグフィルター、脱硝設備等を設置する。

2、水質汚濁防止対策

- ①ごみピット汚水は、燃焼室噴霧により蒸発処理とする。
- ②工場汚水（洗車排水、場内洗浄水等）は、排水処理設備にて処理後、循環再利用する。
- ③生活排水は原則放流しないが、休炉時等の放流必要時には浄化槽処理後に放流する。
- ④雨水等汚濁水対策として、調整池等の維持管理に努める。

3、騒音、振動防止対策

- ①騒音源となる機器類は、工場内等に収納し、十分な騒音対策を行う。
- ②振動源となる機器類は、工場内等に収納し、十分な防振対策を行う。
- ③環境センター周辺の騒音等について、定期的な監視に努める。

4、臭気防止対策

- ①ごみ等の臭気は、漏出しない建屋構造とし、休炉時においても臭気対策を講じる。
- ②投入ステージの出入口は、自動開閉扉及びエアカーテンを設置する。
- ③環境センター周辺の臭気等について、定期的な監視に努める。

5、廃棄物等の措置

集じんされたばいじん等の廃棄物は、適正な埋立処分又は資源として有効利用を図る。

6、ごみの減量化

環境センターの円滑な操業及び公害防止のため、小牧市及び岩倉市に対し、リサイクルの推進に努め、分別収集を徹底することにより、ごみの減量化を図るよう強く要請する。

7、運搬車両の措置

- ①ごみ搬入について、「小牧岩倉衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第3条第2項の許可を受けた者が、その許可要件に違反した場合には警告、搬入の一時停止又は許可の取り消し等、必要な措置をとるものとする。

- ②ごみ収集車両の搬入時間について、「小牧岩倉衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」第2条を遵守する。
- ③ごみ収集車両の洗浄等に関する十分な対策及び指導を行う。
- ④ごみ収集車両からごみが飛散したり、汚水が漏れたり、悪臭が発散しないよう十分な対策及び指導を行う。
- ⑤ごみ収集車両について、環境センターへの搬入許可車両である表示を行う。
- ⑥ごみ収集車両等の待機について、極力縮小するよう施設運営面等において配慮し、繁忙期には、交通整理等を実施し、安全確保、迷惑防止に努める。

8、測定結果の公表

排出ガスの連続測定の結果については、管理棟内の見やすい場所に表示し、常に監視できる体制とする。

9、管理体制の強化

組合は、公害防止設備等について、機能が十分に発揮できるよう常に点検整備に努めるものとする。